

I 認定申請手数料 (法第30条)

1. 認定申請 (法第30条第2項の規定による申出がない場合)

(1) 非住宅建築物 (住宅以外の用途のみに供する建築物)

【標準入力法・主要室入力法によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	230,000	12,000
300～1,000㎡未満	290,000	18,000
1,000～2,000㎡未満	362,000	28,000
2,000～5,000㎡未満	510,000	79,000
5,000～10,000㎡未満	625,000	123,000
10,000～25,000㎡未満	736,000	154,000
25,000～50,000㎡未満	838,000	192,000
50,000㎡以上	1,041,000	268,000

【モデル建物法等によるもの】

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	89,000	12,000
300～1,000㎡未満	114,000	18,000
1,000～2,000㎡未満	145,000	28,000
2,000～5,000㎡未満	230,000	79,000
5,000～10,000㎡未満	298,000	123,000
10,000～25,000㎡未満	357,000	154,000
25,000～50,000㎡未満	417,000	192,000
50,000㎡以上	538,000	268,000

(2) 一戸建ての専用住宅の申請

床面積200㎡未満のもの 43,000円 (評価書面がある場合は、6,000円)

床面積200㎡以上のもの 47,000円 (評価書面がある場合は、6,000円)

(3) 共同住宅または長屋 (すべてが住宅の用途のもの)

床面積の合計	金額 (円)	
	評価書面なし	評価書面あり
300㎡未満	76,000	11,000
300～2,000㎡未満	119,000	21,000
2,000～5,000㎡未満	195,000	44,000
5,000～10,000㎡未満	276,000	78,000
10,000～25,000㎡未満	532,000	124,000
25,000～50,000㎡未満	934,000	186,000
50,000㎡以上	1,707,000	282,000

(4) 複合建築物 (住宅および住宅以外の両方の用途に供する建築物)

(ア) 複合建築物 (一戸建ての住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (2) の金額』 の合計金額

(イ) 複合建築物 (共同住宅又は長屋住宅型)

『非住宅部分 (1) の金額』 + 『住宅部分 (3) の金額』 の合計金額

○評価書面
 次の機関が適正と評価した書面
 ・登録住宅性能評価機関 (住宅に限る)
 ・登録建築物調査機関

2. 認定申請と併せて建築確認を申請 (法第30条第2項の規定による申出がある場合)

1. の金額に、建築基準法に基づく確認申請手数料を合算した金額

II 計画変更の認定申請手数料 (法第31条)

Iに掲げる金額

- ※ 認定を受けた計画の変更をする場合の床面積は、当該計画変更に係る部分の1/2で算定
- ※ 法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合は、4,800円